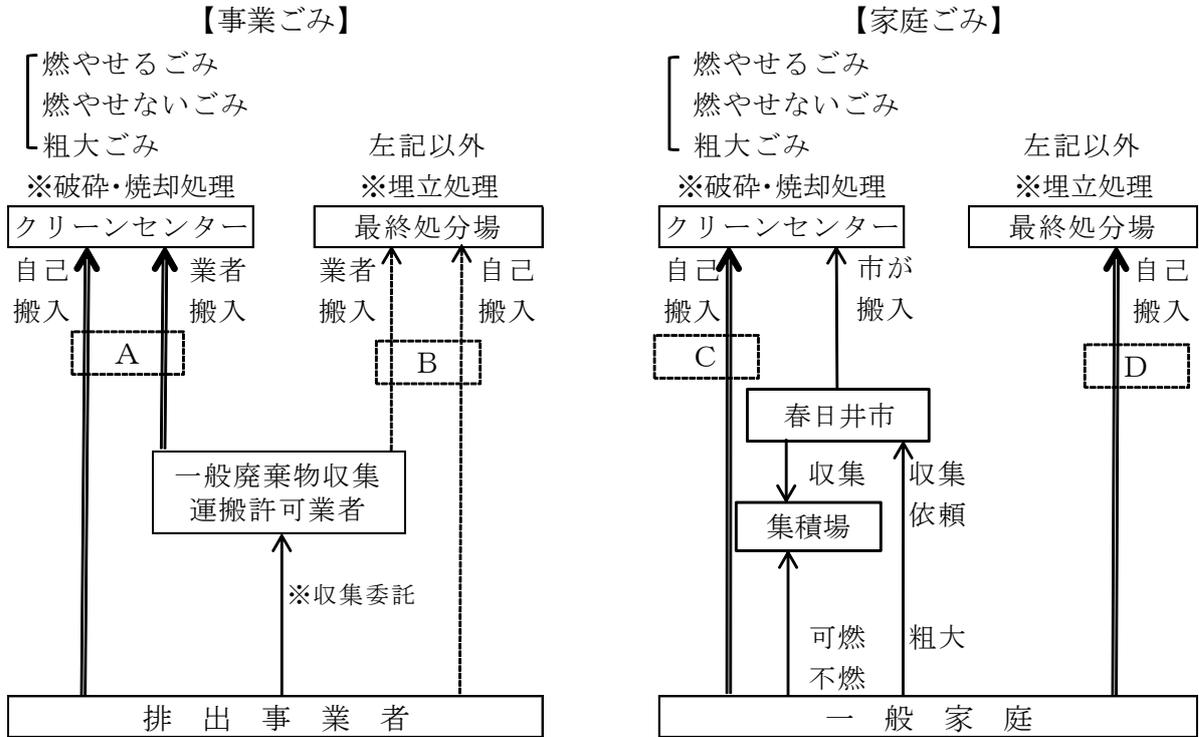


一般廃棄物処理手数料の改定について

1 前回の審議内容

2 ごみ処理

(1) 手順



※二重線の矢印は改定部分、波線の矢印は廃止部分

(2) 処理手数料

		廃棄物	現行
事業ごみ	A	燃やせるごみ、燃やせないごみ	80 円/10 kg
		粗大ごみ	10 kg以上の部分につき 100 円/10 kg
	B	上記以外	20 円/10 kg ※最終処分場埋立
家庭ごみ	C	燃やせるごみ、燃やせないごみ	無料
		粗大ごみ	10 kg以上の部分につき 100 円/10 kg
	D	上記以外	無料 ※最終処分場埋立

3 改定の対象

- (1) 事業ごみ処理手数料
- (2) 家庭ごみ自己搬入の有料化

資料 1

資料 2

4 改定の根拠

(1) 事業ごみ

- ア ごみ処理経費の適正な受益者負担を求める。
- イ ごみの排出抑制及びリサイクルの促進を図る。
- ウ 市外からの持ち込みを防止する。

(2) 家庭ごみ

- ア 事業ごみ処理手数料改正に伴い、自己搬入する家庭ごみへの混入を防止する。
- イ 家庭から排出する多量ごみの費用負担を求める。
- ウ 受付、計量、誘導、荷下ろしなどの事務、人員、経費がかかる。
- エ ごみの排出抑制及びリサイクルの促進を図る。

5 改定の考え方

資料3

(1) 事業ごみ

- ア 処理手数料は、クリーンセンターの減価償却を含む廃棄物処理トン経費を基本に算定し、そのうち半額の経費負担を求める。
- イ 可燃・不燃ごみの処理手数料は、同一料金とする。
- ウ 埋立処理は、該当する一般廃棄物がない。
- エ 自己処理責任のある事業ごみの処理手数料は、家庭ごみと格差を設ける。
- オ 近隣市町との均衡をはかる。
- カ 排出事業者への負担を軽減するため経過措置を行う。

(2) 家庭ごみ

- ア 家庭ごみの自己搬入は、通常排出するごみ量を超える部分を有料化する。
- イ 有料化の処理手数料は、現行の粗大ごみ処理手数料と同額にする。
- ウ 可燃・不燃ごみの処理手数料は、同一料金とする。
- エ 近隣市町との均衡をはかる。

6 改定の内容

資料4

(1) 事業ごみ

ア 処理手数料

- (ア) 可燃・不燃・粗大ごみの破碎・焼却処理

$$@42,073 \text{ 円/t} \times 1/2 = 21,039.5 \text{ 円/t}$$

- (イ) 埋立処理は該当する一般廃棄物がない

イ 近隣市町処理手数料

- 可燃・不燃・粗大ごみの破碎・焼却処理

名古屋市 200 円/10kg、小牧市 127 円/10kg、瀬戸市・尾張旭市 200 円/10kg(H23)

- ウ 経過措置 3年間

(2) 家庭ごみ

ア 自己搬入の有料化

(ア) 可燃・不燃・粗大ごみの破碎・焼却
10kg 以上の部分につき @100 円/10kg

(イ) 埋立処理
10kg 以上の部分につき @100 円/10kg

イ 近隣市町処理手数料

(ア) 可燃・不燃・粗大ごみの破碎・焼却処理

名古屋市 200 円/10kg、小牧市 127 円/10kg、瀬戸市・尾張旭市 200 円/10kg(H23)

(イ) 埋立処理

名古屋市 200 円/10kg、一宮市 150 円/10kg、小牧市 127 円/10kg

ウ 家庭から排出する通常のごみ量は、平成 21 年度の 1 世帯 1 回の 排出量から算定した 10kg とする。 **資料 5**

(可燃)4.21kg+(不燃)1.95kg=6.16kg